

## ○岡山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規程

(令和5年2月24日警察告示第10号)

改正 令和5年12月22日警察告示第71号 令和7年12月5日警察告示第60号

岡山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規程を次のように定める。

岡山県公安委員会等に係る行政手続に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、岡山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規則（令和5年岡山県公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (手続等の対象)

第2条 規則第3条の規定により警察本部長が定める手続等は、岡山県警察のホームページに掲載して公表するものとする。

### (申請等に係る技術的基準)

第3条 規則第4条第1項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回路を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

### (作成日時の記録)

第4条 規則第4条第3項の規定により申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スマートフォンその他の画像読み取り装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

### (申請者の確認措置)

第5条 規則第4条第4項に規定する公安委員会又は警察本部長が別に定める場合は、公安委員会又は警察本部長が指定する申請等ごとに、公安委員会又は警察本部長により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ公安委員会又は警察本部長が指定する措置を講ずる場合とする。

### (署名等に代わる措置)

第6条 規則第5条に規定する申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置は、前条に規定する措置とする。

### (申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合の措置)

第7条 規則第6条第1項の場合において、規則第4条の規定による申請等を行おうとする者は、書面等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不

適當と認められる部分に限る。) を提出しようとするときは、警察本部長が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

(処分通知等に係る技術的基準)

第8条 規則第7条第1項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、同項に規定する公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第9条 規則第8条第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第4条第2項に規定する方法によって公安委員会等に届け出るものとする。

#### 附 則

この告示は、令和5年3月1日から施行する。

#### 附 則（令和5年12月22日警察告示第71号）

この告示は、令和6年1月4日から施行する。

#### 附 則（令和7年12月5日警察告示第60号）

この告示は、令和7年12月15日から施行する。